

住宅ローン控除・地震保険料控除 20年度税源移譲に伴う 税制改正にご注意を

詳しくは課税課市民税係 内線23333~2337へ。

住宅ローン控除

税源移譲で所得税が減少したことにより、今まで控除できていた住宅ローン控除額（住宅借入金等特別控除）を所得税から控除しきれない場合があります。控除しきれなかった分は、翌年度分の住民税から控除します（下図参照）。申告は毎年必要です。また、給与所得者も住民税から控除を受ける場合は申告が必要です。

別税額控除申告書

確定申告をしない方は源泉徴収票を添付してください。【申告期限・提出先】20年1月1日現在、市内在住の方は3月17日（月）までに同係へ。20年1月1日現在の住所地の市区町村への申告となります。

所得税の確定申告をする方は、管轄の税務署を経由して提出できます。

【対象】11年～18年に入居した方

【提出書類】市町村民税および道府県民税住宅借入金等特別控除申告書

4月スタート 高齢者医療制度の 見直しについて

4月に予定されている医療保険制度改革について、厚生労働省より通知がありましたのでその内容についてお知らせします。

なお、今後詳細が決まりましたら改めてお知らせします。

70歳～74歳の方の 窓口負担

4月～21年3月の1年間は窓口負担が1割に据え置かれます（所得要件あり）。

ただし、既に3割負担の方や後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けた方は除きます。

詳しくは保険年金課固保年

図 住宅ローン控除

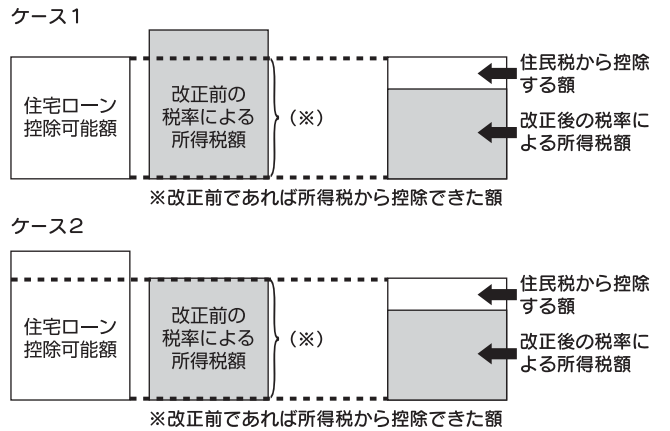


表 地震保険料控除額

控除内容	19年分所得税 控除限度額	20年度住民税 控除限度額
A：支払った地震保険料	5万円	(地震保険料×1/2) 2万5,000円
B：18年12月31日までに契約した長期損害保険の保険料()	1万5,000円	1万円
AとBの両方がある場合、AとBの控除額の合計	5万円	2万5,000円

従前の損害保険料控除と同様の計算による金額です。

東京都母子福祉資金貸付を ご利用ください

母子家庭のお母さんに、就学支度資金、修学資金等の貸し付けを行っています（既に在学している場合でも利用できます）。
【貸付対象】都内に6カ月以上在住の母子家庭のお母さんで20歳未満のお子さんを扶養している方
【貸し付け・償還の条件】無
【申し込みは直接子育て支援センターへ】

【対象】75歳以上（注1）で後期高齢者医療の被保険者になる日の前日（3月31日または75歳の誕生日の前日）に被用者保険（注2）の被扶養者であった方
（注1）65～74歳で一定の障害認定を受けた方
（注2）1～65歳で一定の障害認定を受けた方

認可保育所の欠員 補充を受け付けます

市内認可保育所の4月入所申し込みの受け付けは既に終了していますが、欠員補充分の入所受け付けを行います。
【受付期間】2月1日（金）～29日（金）の午前9時～午後4時半（正午～午後1時と土曜・日曜日、祝日を除く）
【受付会場】保育課（市役所1階）
【ご注意】郵送での入所申し込みはできません
詳しくは同課管理係 ☎470・7745へ。

資源回収報奨金の申請を 2月1日（金）～15日（金）

資源回収業者が、このような資源（資源）を市が指定する再生資源回収業者（資源回収業者）に引き渡した場
合、その回収量に応じて報奨金を交付する資源回収報奨金

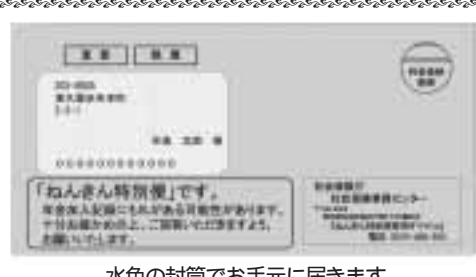


詳しくは武蔵野社会保険事務所 ☎0422・56・1411へ。

社会保険庁から 「ねんきん特別便」 が届きます

社会保険料は、基礎年金番号に結びついていない約5000万円の年金記録について、名寄せ（氏名、性別および生年月日の突き合わせ）

訂正がない現役加入者・年金受給者
同封の「確認はがき」を社会保険業務センターへ返送してください。
住所や氏名が変わった場合は変更手続きを「ねんきん特別便」は、現在社会保険庁で管理している記録に基づいて作成されます。引越や結婚などで住所や氏名が変わった場合は、変更の手続きが必要です。変更がお済みでない場合は、「ねんきん特別便」が届かないことがありますので、次の窓口で手続きが必要です。
《住所・氏名の変更手続き先》
【国民年金第1号被保険者】市保険年金課固保年金資格係（市役所1階）
納付書等が届かない場合は住所、氏名の変更が必要で、14年度から年金手帳に住所変更の記載はしていません。
【厚生年金加入者・国民年金第3号被保険者】厚生年金加入者の勤務する会社
【年金受給者】武蔵野社会保険事務所



水色の封筒でお手元に届きます

訂正がない現役加入者・年金受給者
同封の「確認はがき」を社会保険業務センターへ返送してください。
住所や氏名が変わった場合は変更手続きを「ねんきん特別便」は、現在社会保険庁で管理している記録に基づいて作成されます。引越や結婚などで住所や氏名が変わった場合は、変更の手続きが必要です。変更がお済みでない場合は、「ねんきん特別便」が届かないことがありますので、次の窓口で手続きが必要です。
《住所・氏名の変更手続き先》
【国民年金第1号被保険者】市保険年金課固保年金資格係（市役所1階）
納付書等が届かない場合は住所、氏名の変更が必要で、14年度から年金手帳に住所変更の記載はしていません。
【厚生年金加入者・国民年金第3号被保険者】厚生年金加入者の勤務する会社
【年金受給者】武蔵野社会保険事務所

【申請対象期間】18年7月以降の回収実施報告書
報奨金交付申請書は、申請会場に用意してあります。
申請は2月1日（金）～15日（金）の午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）に、回収業者からの集団回収実施報告書、認め印（スタンプ式不可）、振込先の金融機関（郵便局を除く）の通帳を申請会場へ持参してください（郵送不可）。
詳しくは、こみ対策課 ☎473・2117へ。

わたしの
見てある記
市長 野崎重弥

予算編成作業が大詰めを迎えています。この号が皆様のお手元に届くころには平成20年度予算も原案が出来上がっていると思います。しかし、編成作業は例年以上に厳しい状況でした。税収の減少やそれを補うべき地方交付税制度のゆがみの頭（けん）在化・行政サービス間の財政力の差による多摩地域内における不均衡など、首都近郊の地方行政においても格差の発生が顕著に表れてきています。
当市では、職員を10年間で約200人削減するなど早くから行政改革に取り組み、多くの成果を生んできました。しかし、それでもなお、その効果額では補うことができない財政状況が生じています。事務移管や行政需要の増加といった状況下では、事務事業のアウトソーシングを今以上に行わない限り職員の削減も厳しい状況となっております。本来の地方自治のありよう、と国・都との関係について転換期を迎えているのではないかと思います。
三位一体改革は、当初議論されていた地方自治体の独自性を全面的に出せる税財源や権限移譲が十分ではありません。真の意味で、地方自治体が自治体となるための改める議論が必要なのではないのでしょうか。少子高齢化といった社会の変化に対応できるシステム構築が急務であると思えます。